**平成２４年（フ）第２１５号**
長崎県長崎市油木町28番27号
債務者　宮﨑玖美子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２０号**
長崎県長崎市川平町1070番地４　市営川平アパート１棟106号
債務者　守川キリコ
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２６号**
長崎県長崎市小浦町453番地　市営小浦アパートＥ１棟102号
債務者　下村　正則
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第５４号**
宮城県柴田郡大河原町字幸町10番地12　セゾンさつきＡ103号
債務者　菊地　隆夫
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２４年（フ）第１７３号**
秋田県潟上市天王字北野231番地20
債務者　伊藤栄美子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１７６号**
秋田市南通亀の町８番21号　マンションＡＱＵＡ２Ｃ号
債務者　谷藤セイ子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１７７号**
秋田市南通亀の町８番21号　マンションＡＱＵＡ２Ｃ号
債務者　谷藤　　博
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８０号**
秋田県潟上市天王字上江川55番地１
債務者　藤原　光子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８２号**
秋田市牛島東２丁目１番７号
債務者　佐藤　智幸
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１７号**
秋田県山本郡三種町森岳字泉八日72番地
債務者　檜森　淳知
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

**平成２４年（フ）第４２号**
茨城県神栖市波崎8191番地１ふらわ～ガーデン波崎Ａ103
債務者　佐藤　直輝
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第４３号**
茨城県神栖市土合南２丁目15番17―502号
債務者　大原　勝浩
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第６６４号**
千葉県市川市相之川１丁目16番６号　アルファ２―102号
債務者　川口由香里（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第６９５号**
千葉県市原市大厩1812番地１　辰己ノ原スカイマンション21号
債務者　佐藤　梨沙（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７１８号**
千葉市若葉区小倉台２丁目11番11号　レオパレスメゾネット若葉202号
債務者　岩井　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７３３号**
千葉市中央区大森町351番地１　ヴィレッジダイシン203号
債務者　林　奈美子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７３６号**
千葉県市川市北方町４丁目2104番地１　シティハイムコスモⅢ201
債務者　松本　敏重
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係